

収 入  
印 紙

## 電気保安に関する契約書（案）

岡山市（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、令和8年4月1日付岡山市立上道公民館設備総合管理業務委託に係る委託契約書第48条に基づき次の物件（以下「管理物件」という）の自家用電気工作物の保安管理に関する業務（以下「保安管理業務」とする。）の委託について、次の条項により契約を締結する。

管理物件名称	所在地
岡山市立上道公民館 (上道地域センター部分を含む)	岡山市東区東平島191番地

第1条 甲は、管理物件の保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 保安管理業務の範囲は、管理物件に係る電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務並びに保安のための巡視、点検及び検査業務とする。

第3条 乙は、電気関係諸法令及び甲の定めた保安規程を遵守し、常に善良な管理者の注意を以って、以下の項目を重視し保安管理を行うものとする。

イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

ハ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

第4条 甲及び乙は次の事項について、常に緊密な連絡をとり、調整及び協議を行うものとする。

- 甲の行う管理物件及び建物設備の新設、増設及び変更（廃止及び修理を含む。）に係る事項
- 乙の行う第2条に規定する業務委託の履行に係る事項
- その他甲又は乙が必要と認め協議を申し出た事項

第5条 甲は、乙の従業員から電気主任技術者を選任し、所轄官庁に届け出るものとする。

2 電気主任技術者は、管理物件に係る電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を行うものとする。

第6条 甲及び乙は、予め協議して電気主任技術者について、業務代行者を定めておくものとする。

第7条 甲、乙及び電気主任技術者は、保安管理業務に係る重要な事項について、常に緊密な連絡をとり調整及び協議を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電気主任技術者は臨機の措置を講ずるとともに、速やかに甲に措置内容を報告しなければならない。

第8条 乙は、建物設備の日常使用による消耗、破損について適時必要な措置をとるものとする。

2 管理物件及び建物設備の新設、増設及び変更（廃止及び修理を含む。）については、甲が行う。

第9条 乙は、保安管理業務の履行に関し、事故発生のおそれがあるとき又は事故が発生したときは、遅滞なく甲にその状況を通知し、その指示を受けて又は協議し、必要な措置をとるものとする。

2 乙は、保安管理業務履行に係る建物設備について故障等の不備を発見したときは、甲にその状況を報告し、その指示を受けて又は協議し、速やかに必要な措置をとるものとする。

3 甲は、建物設備の新設、増設及び変更（廃止及び修理を含む。）を行うときは、予め乙に通知し、協議して建物設備の保安に当たるものとする。

第10条 保安管理業務については、この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

第11条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの12カ月間とする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

委託者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市  
岡山市教育委員会  
教育長 三宅泰司

⑩

受託者 乙

⑩